

平成22年第4回辰野町議会定例会会議録(16日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成22年6月17日 午後2時開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	矢ヶ崎 紀 男	2番	前 田 親 人
3番	三 堀 善 業	4番	中 谷 道 文
5番	中 村 守 夫	6番	永 原 良 子
7番	船 木 善 司	8番	岩 田 清
9番	根 橋 俊 夫	10番	成 瀬 恵津子
11番	宮 下 敏 夫	12番	宇 治 徳 庚
13番	山 岸 忠 幸	14番	篠 平 良 平

5. 会議事項

日程第1 議案第15号 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第16号 平成22年度辰野町一般会計補正予算(第1号)

日程第3 請願・陳情についての委員長報告

日程第4 追加提出議案の審議について

議案第19号 平成22年度辰野町立辰野中学校耐震補強工事請負契約について

議案第20号 平成22年度辰野町一般会計補正予算(第2号)

日程第5 議員提出議案の審議について

発議第2号 辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第3号 辰野町議会会議規則の一部を改正する規則について

発議第4号 辰野町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

発議第5号 地方議会制度の充実強化を求める意見書の提出について

発議第6号 少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出について

発議第7号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について

発議第8号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と

複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について

発議第9号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出について

日程第6 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	林 龍太郎
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	小沢 辰一	まちづくり政策課長	松尾 一利
住民税務課長	松井 夕起子	保健福祉課長	野沢 秀秋
産業振興課長	中村 良治	建設水道課長	増沢 秀行
水処理センター所長	一ノ瀬 保弘	会計管理者	金子 文武
教育次長	林 一昭	病院事務長	荻原 憲夫
福寿苑事務長	宮原 正尚	消防署長	赤羽 守
両小野国保診療所 事務長	向山 光	社会福祉協議会 事務局長	林 康彦

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑 沢 高 秋
議会事務局庶務係長	赤 羽 裕 治

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第12番	宇 治 徳 庚
議席 第13番	山 岸 忠 幸

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので第4回定例会第16日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第15号辰野町公共

下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。総務産業建設常任委員会における審査結果を総務産業建設常任委員長、宮下敏夫議員より報告を求めます。

○総務産業建設常任委員長（宮下）

本定例会初日、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第15号「辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について」の条例案について、去る11日委員全員が出席し、副町長・担当課長・職員同席のもと慎重に審査を行いました。以下、審査の結果を報告します。議案第15号「辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について」これは「下水道排水設備工事の責任技術者の登録及び更新事務を、財団法人長野県下水道公社が実施することに伴い条例の一部を改正したい」とするものであります。この改正点の主な点は現行の条例に新たに「責任技術者は財団法人長野県下水道公社が実施する下水道排水設備責任技術者資格認定共通試験に合格し、公社に登録したものをいう」を加えたものであります。今まで町が登録事務を行っていたものを公社で行うとしたものです。委員から改定の利点についての質問があり、責任技術者証の登録が県下一括となり町としては事務の軽減と、業者にしても各市町村への責任技術者登録手続きが省け費用削減などメリットがあるとの説明がありました。委員全員一致にて可と決しました。以上、委員会における審査の結果をご報告しました。全議員の賛同をいただきたく可決くださいますようお願いいたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。

（質疑 なし）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

（討論 なし）

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第15号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。日程第2、議案第16号平成22年度辰野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。

○船木（7番）

それでは何点か質問させていただきます。まず10ページであります。商工中金の預託金の返還が3,300万ありますけれども、これはなぜこの額が今返還されるのか、まずこれが1点。2点目14ページ、01 01 19ですか、負担金、地域医療再生事業負担金が100万ほどありますけれどもこれはおそらく上伊那医療再生計画に基づいての負担金であろうと思うんですけれども、どんな目的でこの負担金がどこへ出されるかということであります。それから3点目同じ14ページ、診療所費に公用車備品購入というふうにありますけれども、これはどこへこの公用車を配備するのか、それとですねこういうのってのは年初から計画があったんではないかというふうに思いますけれども、このへんはいかがでしょうか。次は15ページですね、森のエネルギー推進事業補助金、これはどこへ何のために補助する額なのかお尋ねしたい。それから16ページ、作業道整備工事、ここに300万ほどありますけれどもこれはどこへどのような工事をするのかお尋ねをしたい。それから次はですね17ページ、屋外イルミネーション設備工事備品購入とありますけれど、これはおそらくイルミネーションを買うんでしょうけれども、おそらくこれ10ページのコミュニティー事業補助金とリンクしておるんでしょうけれども、どこへどのようなものを買うのか、というところ以上です。お願いいたします。

○産業振興課長

お答えをいたします。10ページの商工中金の預託金の返還金でありますけれど、町は現在商工組合中央金庫諏訪支店を通じて辰野町商工事業協同組合へ融資をしていただいておりますが、平成20年度から新たな融資が行われておりません。現在の貸付残高は1億2,315万3,043円となっております。融資制度の要綱では預託金の2.5倍の融資枠と定めているため貸付残高から判断いたしますと、必要額4,926万円となり4月1日から預託契約は5,000万といたしました。よって3,300万を中金から返還をしていただいたものであります。今後も状況を見ながら預託金額の変更を行っていく予定であります。

○保健福祉課長

それでは地域医療再生事業負担金でございますけれども、こちらにつきましては14ページをお願いいたします。上伊那広域連合への負担金でございます。今年度より始まりました上伊那地域医療再生事業、25億のこの大きな事業を進める中で事務局を上伊那広域連合の中へ置くということで人件費相当分を8市町村で負担するものでございます。以上でございます。

○住民税務課長

同じく14ページ、診療所費の関係でご説明いたします。こちらの車輛は福寿苑の方でデイサービスのための患者さんの送迎に使う軽自動車でございます。三菱トップでございます。またこれ現在は平成5年に辰野ロータリークラブさんより寄贈をいただいたもので送迎を行っておりますが、17年経過しております。また4月に故障いたしまして現在修理しながら使用はしておりますが、大分古いため修理しきれない部分もあるので今回補正をお願いしたものでございます。

○産業振興課長

15ページの森のエネルギー推進事業補助金についてご説明をいたします。この事業につきましては県の森林整備加速化林業再生事業の一つといたしまして、森のエネルギー推進事業補助金の実施要項がございまして、地域協議会、上伊那協議会でありますけれどもこちらには町も加盟しております、こちらの協議会が公布要綱に定める町内に居住もしくは事業所があって個人住宅、会社、店舗などにおいて使用するペレットストーブ、またはペレットボイラーに掛かる経費の内、本体の購入経費に補助をするものでございます。条件がございまして県内に事業所または代理店を有するものから購入すること。それからペレットは県内に販売店があるものとして県産材の材料を使用すること。それから年間の協定料、それから3年以上の購入契約を締結すること。それから年間800kg以上のペレットを使用することが条件となっております。以上です。それから16ページの作業道整備の関係でありますけれども、こちらの事業につきましてもさきほどと同じ森林整備加速化林業再生事業の内容でありますけれども、小野の雨沢、栃久保地籍に作業道を開設する事業費であります。幅員3m、延長180mを予定しております。以上です。

○議長

イルミネーションの関係も。

○産業振興課長

イルミネーションにつきましては、宝くじの助成事業をいただきまして観光の目玉として町内各種団体等に貸し出しを行うものでありまして、80灯のものを100本買う予定であります。以上です。

○船木（7番）

只今説明をいただきましたけれども、ふと疑問なところがありますのでお尋ねしますけれども、まず10ページの商工中金でありますけれどもこれは商工事協、これ今機能しているのかどうなのか、機能しているとすればあと今の話でいくと5,000万ほどということでしょうけれども、これを預託しておるといいますがこの預託っていうのはどのようにあと返ってくるのか、併せてですね辰野町全体で預託はどこへどんな額をしているのか、あと預託の見直しですね、この期限っていうのはどんなふうになっているのか、例えば3年に一遍なのか5年に一遍なのかこの額の見直してのはどうなのか。それから次はですね15ページの今、ペレットストーブというふうに話がありましたけれどもペレット以外でもですね今間伐材なんかが沢山出てくるわけで、ペレットストーブ以外での補助っていうのはあり得るのかないのかということ。それからですね、17ページのイルミネーションですけれどもこれは行政からのこの申請だけなのか、それとも民間からもこういう申請という手配はできるのかできないのかお尋ねしたい、以上です。

○産業振興課長

商工事協の関係でありますけれど、さきほども説明をいたしましたけれど平成20年度から新たな融資は行ってないわけでありまして、返済の関係の事務処理を現在、事協の方は行っているものと思います。こちらの方は現在事務所の方に事務員さんが詰めておりまして、返済関係の事務処理を行っております。預託金の関係でありますけれど現在、八十二銀行がですね8,100万、それからアルプス中央信用金庫辰野支店が5,500万、宮木支店が7,300万、小野支店が1,400万で銀行関係が2億2,300万の預託金をしております。それから商工中金は5,000万、県の労働金庫が200万であります。それから見直しにつきましては必要が生じてくれば融資の枠等を広げてく予定でおりますけれど、商工中金の関係につきましては現在返済の処理だけありますので、返済額が減少してくればこちらの方で枠を縮小して中金の方からお金を返していただくとそんな考えでおります。それからイルミネーション

ンの関係でありますけれど、町内の団体、責任の取れる方が長になっている関係であれば区、あるいは任意団体でもお貸しをすることができるように要綱では定めております。それから順序が前後しますけれどペレットストーブとペレットボイラーだけに限られております。

○議 長

ほかにございますか。

○根橋（9番）

2、3質問をしたいと思います。最初に15ページですけれども農業委員会費の専門員賃金が約100万余あるわけですけれども、これはどのような業務を担当されるのかお伺いをしたいと思います。それからもう1点は12ページ、ちょっと戻って恐縮ですがパークホテルの指定管理委託料1,200万について、これは今年度初めて今までの契約基本契約を見直しをしてお支払いをするという内容になっているわけですが、過日資料も見させていただく中でお聞きしたいのは今後期間満了まで、今後3年間ですかね基本的にはこのままズーッといくということなのか、それとももしそうだとした場合主としてこの経済事情の変動によって非常に経営困難に陥っているというような説明なんですけれども、そういう中で努力をしていく中でその経営状況が好転した場合ですかねそういった場合には再度原点に立ち戻って、また再協議をしていくのかそのへんのお考えをお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

15ページの賃金関係でありますけれど、こちらの方は農地の利用状況の調査、農家台帳の整備、農業委員、職員等の研修のための資料の作成あるいは講師の謝金、不在事実等の把握、農地の有効利用集積等を推進するための賃金であります。以上です。

○まちづくり政策課長

パークホテルの指定管理委託料でございますが、あと20年度から指定管理をしているわけでございますけれども、平成19年度の指定管理者の募集の時点ではやはり今の不況というものが予測できなくて望んだわけでありましてけれども、この不況によりまして客数の減少また客の利用単価の減少等がございまして収支が悪化はしていったものでございます。ご存知のように平成20年度21年度につきましては、3,400万円余の赤字を出していったところでございます。今までの2年間の経営努力また

今後の改善計画等を認めた上で22年度から指定管理者の委託料を支払うということにして、今回補正をお願いするところでございます。あと3年間につきましては同じ金額でいく予定でございます。なお利益が出た場合につきましては利益の20%を町の方へいただくという契約になっておりますので、利益が出たところでそういう対応をしていきたいというように考えております。以上です。

○議 長

ほかにございますか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第16号平成22年度辰野町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。日程第3、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、各常任委員会へ付託となりました請願・陳情について各常任委員長より審査結果の報告を求めます。はじめに陳情第3号長野県地方税共同化に関し県に意見書を提出することを求める陳情書、陳情第7号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書」以上2件について、総務産業建設常任委員会における審査結果を総務産業建設常任委員長、宮下敏夫議員より報告を求めます。

○総務産業建設常任委員長（宮下）

本定例会初日、総務産業建設常任委員会に付託された陳情第3号、長野県地方税共同化に関し県に意見書提出することを求める陳情、提出者、長野県税金オンブズマン、代表委員、毛利正道、陳情第7号、「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書」提出者、国土交通省管理職ユニオン中部支部、執行委員長、青山一雄、の陳情2件について、去る11日委員全員が出席し副町長、担当課長、担当職員の同席を求め本陳情について慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告

いたします。陳情第3号、長野県地方税共同化に関し県に意見書を提出することを求める陳情について、本陳情は長野県が各自治体の地方税滞納増加に対し徴収態勢強化のため、滞納回収の共同化機構設置への作業を進めていることに対し、さまざまな人権侵害や中小企業の倒産・雇用喪失を招くことが大変危惧されていることから、地方税の共同化は反対である。仮に実施する場合は併せて公的なオンブズマンを置くなど、適正公平な運用に努め人権侵害を生まないための措置を盛り込むべきであるとの意見書を長野県に提出することを求める陳情であります。委員から今進められている長野県地方税共同化機構の経緯などの説明の求めに対し、町は既に部会に所属し共同化への作業を進めており、大口及び悪質な滞納者など整理困難な案件に絞り対応したいとし、税の公平性の確保と滞納額の縮減を図るために共同化は必要との説明がありました。また委員から不況による失業者及び中小企業者への配慮も必要との意見もありましたが、滞納整理困難事案への対応については専門的徴収手法による共同化機構の活用も必要との意見で一致したため、この陳情は委員全員一致にて不採択と決しました。

陳情第7号、「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書」について、本陳情は、全国各地では地震による災害、台風や豪雨による風水害、土砂災害が発生し、国民の生命や財産が失われております。こうした中、国民の安全・安心の生活実現のため社会資本・生活基盤整備、防災対策や施設の維持管理はますます重要となっております。しかし一方で政府は国の出先機関の組織の廃止と併せ人員の削減のため、地域主権戦略会議および行政刷新会議の事業仕分けなどで検討されています。また全国知事会での国の出先機関原則廃止プロジェクトチームは8府省17機関の国の出先機関原則廃止の中間報告が出されました。しかし地域住民が安全・安心して暮らせる生活実現のためには、防災・生活関連予算の拡充は必要であり、これまで事務所・出張所は河川改修事業や維持管理、砂防事業の推進、災害復旧等において国責を担って迅速に対応してきました。またこれからの事業を執行していく上で組織、人員の確保など業務執行体制の拡充が必要であります。このことから安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求めるため、次の項目1. 地方分権については、住民自治、国と地方の適切な役割分担、財源とその配分・用途など国民的議論を踏まえて結論を出すこと。2. 防災、生活関

連公共事業予算の確保・拡充を図ること。3.直轄で整備・維持管理している河川行政は、引き続き国の責任で執行し地方整備局・事務所・出張所の廃止や地方移管は行わないこと。を採択し、関係機関に意見書の提出を求めるとした陳情です。委員から出先機関の廃止は末端地方への予算切り捨て、災害時の緊急対応体制、生活基盤の整備、防災対策や施設の維持管理などの遅れが危惧されるとして、委員全員一致にて採択と決しました。以上、陳情2件の委員会における審議結果を報告します。陳情第7号については別途意見書を提出しますので、全議員の賛同をいただきますようお願いするものであります。以上委員長報告とします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。はじめに陳情第3号、長野県地方税共同化に関し県に意見書を提出することを求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、不採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第7号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書」を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。請願第4号、少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書

提出に関する請願書、請願第 5 号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書、請願第 6 号、長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書、以上 3 件について社会福祉教育常任委員会における審査結果を、社会福祉教育常任委員長、船木善司議員より報告を求めます。

○社会福祉教育常任委員長（船木）

社会福祉教育常任委員会に提出されました、請願 3 件について委員長報告をいたします。去る11日委員全員出席のもと、当委員会に付託されました請願第 4 号、少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書、請願第 5 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書、請願第 6 号、長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書、の請願 3 件について慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。本請願 3 件についてはここ数年来、ほぼ同じ内容で提出されているものです。先ず紹介議員である永原良子議員より請願内容と請願理由について説明を受けました。続いて教育長からは昨年話題になった、GDP に占める教育費及び先進諸国の学級編成についての説明、また少人数学級と県独自の30人規模学級の違い等について、町内の学校の実情に即して説明を受け審議に入りました。請願第 4 号、少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書、提出者、辰野町公立学校教職員組合、執行委員長、前原修氏、紹介議員、永原良子議員。本請願は、平成23年度の国の予算編成に当たり、どの子にも行き届いた教育をするために少人数学級の早期実現と、教職員定数増を求める意見書を、政府ならびに関係行政官庁に提出することを要望する請願であります。委員会では国の学級の基準は40人であり、長野県の実施している学級の基準は小学生が35人であること。これによる町内の学校でのクラス編成や、教職員加配状況の説明を受けました。更に日本のGDP に占める教育費の割合はOECD加盟29箇国の平均が 5.3 % に対し日本は3.6%であり、29箇国中28番目であること。また文科省の平成23年度概算要求は35人学級を基に、教育一括交付金として教育だけに使うべき要求をする予定である旨の説明でした。先進諸国における学級編成基準についてはドイツで初等教育が24人、中期中等教育で24～28人、後期中等教育が19.5人であり併

せてアメリカ、イギリス、フランス、ロシア等の編成基準の説明もありました。請願理由に不登校やいじめ、荒れ、学級崩壊等心を痛める事態が発生している現状であり、少人数学級にすべきであるとしているものの委員からは少人数学級とは切り離して検討すべきである、との意見がありました。教職員定数増については一定の理解もできるが、それ以前に教職員の仕事量を見直す必要性を感じるとした意見でした。委員会では請願理由に一部矛盾点を感じるが、子どもの教育環境を考えた時、現在の国の基準より更なる少人数学級、及び教職員定数増が望まれるとしました。委員全員意見書を提出すべきとして採択に決しました。

請願第5号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書、提出者、辰野町公立学校教職員組合、執行委員長、前原修氏、紹介議員、永原良子議員。本請願は平成23年度国の予算編成において、1. 国の責務である教育水準の最低保証を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。2. 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元すること。の意見書を、国の関係機関に提出するよう要望する請願であります。三位一体改革と義務教育費圧迫の関連が不明確であるという指摘には、地方交付税に含まれる義務教育費も、地方財政の厳しい現状では減額を強いられるだろうということです。したがって国の責任において義務教育の機会均等を目標とした、義務教育費国庫負担制度を堅持することが必要であるとしました。請願の趣旨に賛同し、委員全員賛成にて政府及び関係行政官庁宛に意見書を提出すべきであると採択に決しました。

請願第6号、長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書、提出者、辰野町公立学校教職員組合、執行委員長、前原修氏、紹介議員、永原良子議員。本請願は平成23年度長野県の予算編成に当たり、どの子にも行き届いた教育をするために先の請願第4号とほぼ同一内容のものを県に求めるものであります。県独自の30人規模学級は平成22年度から小学校6年まで実施されましたが、今後更に中学まで広がることを求めています。委員からは請願理由における生活集団と学習集団が一致していることが望ましいということと、複式学級の解消とは矛盾しているのではないかといった意見が出されました。また複式学級を解消し1人2人の生徒を始業から終業まで付きっ切りでの学校生活が本当に子どものためになるのか、危惧される

意見が出されました。複式学級を解消するには学習効果、社会性が身につくのか総合的に検討すべきであり解消ではなく複式学級の改善が妥当ではないか、といった意見が出されました。委員会として検討の結果趣旨のとおり長野県知事宛に意見書を提出すべきとして委員全員一致にて採択に決しました。

以上請願3件について請願理由が昨年と同一であり、しかも県下同一であるため辰野町に即した内容であるか疑問視する声があり、今回の提出に当っては地域の実情に即した請願であることを望むといった意見が出されました。委員会における審議結果を報告し提案いたしますので、全議員の賛同をいただきますようお願いし委員長報告いたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。はじめに少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職

員配置増を求める意見書提出に関する請願書を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。日程第4、追加提出議案の審議についてを議題といたします。はじめに議案第19号平成22年度辰野町立辰野中学校耐震補強工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第19号平成22年度辰野町立辰野中学校耐震補強工事請負契約につきまして提案理由を説明申し上げます。辰野中学校耐震補強工事につきましては平成22年5月28日一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結したいため、辰野町議会の議決に付するべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は平成22年度辰野町立辰野中学校耐震補強工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は6,163万5,000円。契約の相手方は辰野町大字伊那富7475番地3、株式会社ヤマウラ辰野支店でございます。なお一般競争入札の応札者は7者でありました。以上提案理由を申し上げます。内容につきましては教育次長から説明申し上げますので、ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○教育次長

それでは私の方から工事の概要について申し上げます。この工事は辰野中学の管理教室棟及び普通教室棟に耐力壁、耐震スリットを設け耐震補強を行う工事でございます。まず管理教室棟でございますが、鉄筋コンクリートの耐力壁を設置いたします。1階2階それぞれ3箇所、3階に1箇所でございます。更に耐震スリットを1階6箇所、2階7箇所、3階3箇所に設けるものでございます。これによりまして1階の構造耐震指数I S値が0.29から目標であります0.70以上の0.75に改善されます。次に教室棟でございますが耐力壁の設置は1階2階にそれぞれ3箇所、3階に1箇所でございます。耐震スリットにつきましては1階2階3階それぞれに12箇所設置いたします。これによりまして1階の構造耐震指数I S値が0.54から0.82に

改善されます。以上、工事の概要でございます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第19号平成22年度辰野町立辰野中学校耐震補強工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決されました。次に議案第20号平成22年度辰野町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは平成22年度辰野町一般会計補正予算(第2号)を追加提案するにあたりましてその提案理由を申し上げます。本日追加提案させていただく補正予算は計画しています新町保育園建設工事の増額補正予算であります。その補正総額は4,924万円の追加であり、町の予算総額は79億614万3,000円となります。この概要を申し上げますと、歳入につきましては町債と繰越金の増額補正であります。歳出につきましては民生費で新町保育園建設工事に伴う基礎部分の増額と、厨房備品を工事請負費に振り返る補正予算であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じまして担当課長より説明いたさせますのでご審議のうえ可決くださいますように、お願いいたします。以上であります。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第20号平成22年度辰野町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案のとおり可決されました。日程第5、議員提出議案の審議についてを議題とします。発議第2号辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第3号辰野町議会会議規則の一部を改正する規則について、発議第4号辰野町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、以上、3件を一括議題と致します。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号、発議第3号、発議第4号 朗読)

○議長

ここで、提出者であります宇治徳庚議員より趣旨説明を求めます。

○宇治(12番)

発議第2号、3号、4号につきましては第2次活性化委員会活動と相まって、議会開設55周年記念の節目の事業としても位置付けられ、昨年12月から取組みを開始しました。全議員より活性化のための提案書を提出いただき既存の条例、規則、基準に至るまで55年間積み上げられた全ての条文を見直しました。そのための議会運営委員会8回、全員による活性化委員会2回をもって改正内容の全文が整いましたので、本定例会及び次年度3月最終議会に分けて提案するものであります。以上経過報告を申し上げ、これより本議会での個別案件の提案理由を申し上げます。発議第2号辰野町委員会条例の一部を改正する条例につきましては、議会活性化委員会で調査研究をしてきたことに伴い、委員会条例の目的の追加等を改正いたしました。第26条、第25条など実状に即した条文に改める、あるいは表現の適正さを精査した条文に改めるなど第1条に新たに目的条文を入れて以下、条文の繰り下げを行いました。発議第3号会議規則の一部改正についてです。議会活性化委員会での調査研究に伴い、議会の活性化に向けて実践するため辰野町議会会則の一部を改正いたします。目的条項を新たに設置いたしました。従来1条2条を集約して第2条として以下、条文の繰り下げ等がございます。なお質疑の回数でございますけれども、53条現行、同一の議題について2回を超えることはできないということですが、改正では同一の議題について3回を超えることはできないということに変えていただいております。発議第4号傍聴規則の一部を改正する規則であります。

活性化委員会での調査研究に伴い、これまで以上に開かれた議会とするため辰野町議会傍聴規則の一部を改正するものであります。第7条8条現行では細部にわたって規定をしてありますけれども、その内容につきましては時代にマッチした内容に整理をしながら一応個別の案件については傍聴に入る、傍聴席の入り口に傍聴者のために掲示をするということによって条文からは一応削除をいたしまして、内容のような条文に変えてございます。以上、全議員の賛同をいただきますようお願いし、提案説明といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。はじめに発議第2号辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。次に発議第3号辰野町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。次に発議第4号辰野町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。発議第5号地方議会制度の充実強化を求める意見書の提出について。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第5号 朗読)

○議長

ここで、提出者であります船木善司議員より趣旨説明を求めます。

○船木(7番)

意見書提出にあたって主旨説明をするところであります。今までの全協ですら説明をしてきておりますので朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書 朗読)

以上提案いたしますので、全議員の賛同をいただくようお願いし提案説明に代えさせていただきます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。発議第5号地方議会制度の充実強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第5号は原案のとおり可決されました。発議第6号少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出について、発議第7号「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について、発議第8号長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について、以上、3件を一括議題と致します。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第6号、7号、8号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。はじめに発議第6号少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第6号は原案のとおり可決されました。次に発議第7号「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第7号は原案のとおり可決されました。次に発議第8号長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第8号は原案のとおり可決されました。発議第9号安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第9号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。発議第9号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決

するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第9号は原案のとおり可決されました。日程第6、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業建設常任委員長、社会福祉教育常任委員長、議会運営委員長より、別紙のとおり「閉会中の継続審査申し出書」が提出されております。お諮りいたします。議会会議規則第72条の規定により各委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町長

6月定例会の終わりにあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。それぞれの議案慎重審議をいただきまして原案可決いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。辰野町の議会中に国の方の参議員選が決まりました。急な選挙となりまたそれが終わると引き続き長野県知事選ということで、あまり日がない中での選挙になろうかとこんなふうにも思っているところであります。どなたか当選されてもいずれにしましてもさきほどもありましたが地方分権とう名ばかりの、お金の来ない分権であり、また聖域なき改革、骨太だということでありましたがその聖域とは、やっぱり高級官僚やまた普通の官僚、全て隗から正せとそちらの方に入ってくれると思いましたが、そうでなくてその聖域が地方でした。地方の交付金を下げられ、また地方特に医療に対しましては大変な騒ぎになっております。医師不足とそして診療報酬の削減であります。医師不足に関しましては研修医制度を自由にしたということで、自由が大事だということでありましたけれども、これほどまでに国民が苦しみ直接人間の命に関わるものを自由にするのは、これは自由の履き違いであろうとこんなふうに思います。早く良い政権ができそれぞれ地方と申しますか日本中が一番困っていることを手を着けていただいて、郵政民営化よりも先に改革してほしいなと願っ

てやまないところであります。さてほたる祭りも明後日から開幕であります。それぞれ大変かと思いますが、是非ご協力いただいて立派なほたる祭りになることをお願いを申し上げたいと思います。終わりにあたってのご挨拶に代えさせていただきます。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして6月2日に開会いたしました、平成22年第4回辰野町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 閉会の時期

6月17日 午後 15時 14分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 赤羽裕治の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番